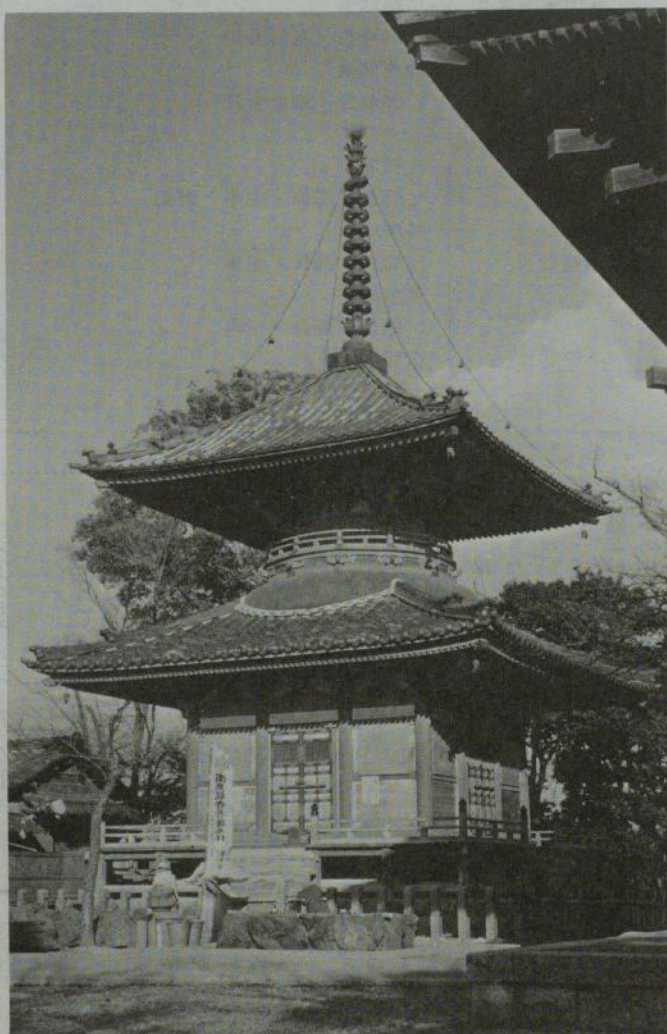


No.283

全仏

11/57



竜泉寺・多宝塔 (名古屋市)

勤労感謝の日とは

勤労を尊び、生産を祝い、国民が互いに感謝しあう日であるという。昭和一桁までの者にとつては新嘗祭であり、新穀とその生産者たる農家の人々に感謝する日として親しまれていたことは言うまで

もない。戦後産業構造が工業重点に移行するにつれ、祝日の性格も変っていったことは止むを得ない。

だが勤労を尊び、生産を祝うというとき、農業中心の時代に感じられた「お百姓さん、有難う」といった人間的要素が薄れていることに注意しなければいけないので

はなかろうか。ロボットが生産の大部分を担当するようになって、互いに感謝し合える勤労とは何だろう。最澄が開いた霜月会とよばれる法華十講で生産しようとしたものは何であつたであろうか。

(W)

全日本仏教会

ルンビニー園復興

勸募活動 スタート

ルンビニー復興日本仏教徒委員会組織図



委員会規約 などきまる

去る九月十三日に開催された、第一回ルンビニー復興日本仏教徒実行委員会を受けて、全仏では、いよいよルンビニー園復興のための、具体的な勸募活動をスタートさせることになった。

昨年五月の全仏理事会において「ルンビニー復興日本仏教徒委員会」の設置が承認され、本年七月まで十一回にわたって開かれた同委員会では、募財目標額、勸募方法、協力内容等について検討が重ねられてきた。そして本年五月の全仏理事会で、「ルンビニー復興日本仏教徒委員会規約」(三頁に掲載)が承認され、組織図、勸募総額(三億七千万円―四頁に予算書掲載)、勸募期間(今年六月から三ヶ年)などが決定された。

また、九月十三日の実行委員会で、各部会編成、常任委員(三頁に掲載)なども決められた。当日、実行委員長に選ばれた加藤海晃師(日蓮宗総合企画部長)は、次のように抱負を語っている。

「ルンビニー園は、いうまでもなく、釈尊の生誕地です。私たち仏教徒は釈尊の御恩にむくいるという意味でも、ぜひこの復興事業を成功させたい。一人でも多くの方が趣旨に賛同し、協力をお願いしたいと思います。」

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 浜田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (841) 4965

昭和58年版

全仏手帳

申込み受付中

全仏総務局では、左記要領にて「全仏手帳」を発行します。部数に限りがございますので、御注文はお早め。

内容 三掃依文、四弘誓願、宗門聖日、加盟団体役員住所録

忌日早見表、その他

サイズ 9×14 cm

定価 五五〇円(送料実費)

申込先 東京都港区芝公園四一七一

四 全仏総務局

「全仏手帳係」宛

常任委員（順不同・敬称略）

△募金部会▽岩崎宗秀（東京）、高山有進（豊山派）、松井義海（北海道）、宗佐美諦練（愛知）、高倉正信（大阪）、板垣隆寛（山形）、遠山弘文（静岡）、田中光成（仏青）、山本杉（仏婦）、中山富士（仏教鑽仰会）、安本利正（学経）、樹谷淳宣（学経）、那須徹夫（学経）、稲田稔界（学経）
 △広報部会▽江連俊則（埼玉）、中島義観（妙心寺派）、塩入亮達（聖観音宗）、

ルンビニー委員会規約

第一条 目的及び名称

全仏寄附行為第四条にもとずき、全一仏教運動展開の一環として釈尊生誕地ネパール王国ルンビニー開発地区の聖なる園の復興及びその他事業に対する資金援助を目的とし、財団法人全日本仏教会内に「ルンビニー復興日本仏教徒委員会」（以下ルンビニー委員会という）を設置する。

第二条 事業

前条の目的を達成するために次の事業に協力する。

- ① 聖なる園の考古学調査及びマヤ堂周辺の改修造園
 - ② 日本に指定された地域の整備
 - ③ 記念碑建設
 - ④ WFB中央友情橋建設への協力
- 第三条 構成
- ① ルンビニー委員会は別表組織図により、構成する。

山田一真（高野山）、盛井了道（黄檗宗）、英良智（念法真教）、小西日静（兵庫）

△経理部会▽森田禪朗（和宗）、花木義光（智山派）、安井俊雅（西山浄土）、東条仁哲（大鳴）、華山恵光（岡山）、植松威（朝日生命）

△総務部会▽山崎正道（曹洞宗）、木越樹（大谷派）、川野三暎（本願寺派）、鱒淵正浩（浄土宗）、鎌田良昭（天台宗）、貝山宣泰（神奈川）、小峰一允（学経）

③ ルンビニー委員会の会長、副会長、理事長及び理事は、全仏の会長、副会長、理事長及び理事がその任にあたる。

④ 実行委員会と事務総局を設ける。

⑤ 実行委員会の委員は、全仏加盟宗派、都道府県仏、各種団体の評議員より各一名及び学識経験者若干名を以って構成し、全仏理事長がこれを委嘱する。

⑥ 実行委員会に委員長一名、副委員長若干名をおく。委員長及び副委員長は委員の互選とする。

⑦ 実行委員長及び副委員長は委員の互選とする。

⑧ 実行委員会に相談役若干名をおくことができる。相談役は委員長がこれを委嘱する。

⑨ 実行委員の任期は、ルンビニー委員会が、その目的を達成し、解散する日を以って終る。但し、全仏役職によるもの任期はその任期とする。

⑩ 実行委員会は下記の四部会に責任分掌し、部会毎に委員長の委嘱する部長一名、副部長若若干名を定め、次の所管について協議し、事業を推進する。

A 総務部会
事業推進の企画及び調整に関する事項、及び他の部会に属さない事項

B 経理部会
資金の管理及び経理に関する事項

C 募金部会
勧募に関する事項

D 広報部会
事業推進の為の広報及びそれに関する活動を行なう。

⑪ 事務総局は全仏事務総局がこれにあたる。

⑫ 事務総局は実行委員会と緊密なる連絡のもと、その事務にあたる。

⑬ 事務総局に、事務総長、総務局長、経理局長、募金局長、広報局長をおき、又各局長の下に必要な部長、主事並びに臨時雇用をおく。

⑭ 事務総局内の各局は下記の事項の事務を行なう。

A 総務局
事業推進の企画及び調整に関する事項、及び他の局に属さない事項

B 経理局
資金の管理及び経理に関する事項

C 募金局
勧募に関する事項

D 広報局
事業推進の為の広報及びそれに関する事項

⑮ 資金の調達
ルンビニー委員会の資金調達は次のとおりとする。

1 宗派協力金
2 都道府県仏協力金
3 諸団体協力金
4 その他の協力金

⑯ 期間
ルンビニー委員会の設置期間は次のとおりとする。

1 募財 昭和五十七年六月より三ヶ年間
2 事務総局 昭和五十七年六月より四ヶ年間（目的達成後決算終了まで）

⑰ 会計年度及び監査
⑱ 会計年度は募財開始の日から始まり、事業の目的が達成された日に終わる。但し毎年全仏の会計年度にあわせて、その予算執行状況を理事会に報告しなければならぬ。

⑲ 会計監査は全仏の監事がこれにあたる。

⑳ 規約の改廃
この規約の改廃については理事会の承認を受けなければならない。

㉑ 付則
この規約執行に関する内規は、ルンビニー委員会において別にこれを定める。この規約は昭和五十七年五月二十六日より施行する。

ルンビニー園復興予算

収 入

科 目			予 算 額	付 記
款	項	目		
1. 加盟団体協力金	1. 宗 派 協 力 金 2. 都 道 府 県 仏 協 力 金 3. 諸 団 体 協 力 金		265,000,000	昭和57年度全仏負担金を3ヶ年分納 1口5000円×4万口 19団体
			60,000,000	
			200,000,000	
			5,000,000	
2. 協 賛 金	1. 特 別 寺 院 協 賛 金 2. 仏 教 徒 協 賛 金		50,000,000	諸大寺、大山の特別寄附 一般寄附
			40,000,000	
			10,000,000	
3. 寄 附 金	1. 実 業 界 寄 附 金 2. そ の 他 の 寄 附 金		55,000,000	
			50,000,000	
			5,000,000	
4. 雑 収 入			5,000,000	預金果実、他
収 入 計			375,000,000	

支 出

科 目			予 算 額	付 記	
款	項	目			
1. 事 業 費	1. 聖なる園復興費		310,000,000	発掘の為の人的費、器具代、調査報告書作製 マヤ堂周辺の造園整備	
			180,000,000		
		1. 考古学調査発掘費	80,000,000		
		2. マヤ堂及池改修費	50,000,000		
		50,000,000			
		2. 指定地区整備費		90,000,000	約1万坪の指定地区の整備及び堂等の建立費
	3. 記念碑建設費		10,000,000	聖なる園の中に復興に協力した旨の碑を建立	
	4. WFB中央友情橋建設費		30,000,000	WFBよりの分担金	
2. 勸 募 費	1. 勸 募 諸 費		18,200,000	趣意書他 事務出張、宿泊、旅費等 郵送料、内外電話料他 各種資料印刷	
			14,500,000		
		1. 事 務 費	1,000,000		
		2. 需 用 費	2,000,000		
		3. 交 通 費	5,000,000		
		4. 通 信 費	4,000,000		
	5. 印 刷 費	1,000,000			
	6. 雑 費	1,500,000			
		2. 広 報 費		2,200,000	図案、発送費含 マスコミ等への広報、他
		1. ポスター作製費	1,200,000		
	2. 広報活動費	1,000,000			
	3. 渉 外 費		1,000,000	各種渉外	
	4. 記 念 出 版 費		500,000	ルンビニー園復興の足跡を記録として残す	
3. 事 務 局 費	1. 人 件 費		29,800,000	事務局員手当 4年間分 1名分×4年間	
			21,840,000		
		1. 諸 給 費	16,320,000		
		2. 臨 時 雇 員 費	5,520,000		
		2. 会 議 費		7,960,000	4年間分
		1. ルンビニー関係理事会費	1,200,000		
		2. 委 員 会 費	4,800,000		
	3. 局 内 会 費	960,000			
	4. 諸 会 議 費	500,000			
	5. 資 料 費	500,000			
4. 雑 費			7,000,000		
5. 子 備 費			10,000,000		
支 出 計			375,000,000		

シリーズ仏教語⑦

漢字を分解する

漢字を分解すると、いろいろの意味を含んでおもしろい。例えば、「木」は「十」と「八」に分けられるから、「松」という字は「十八公」となる。昔、徳川家康は自分が松平姓であったため、帰依をしていた普光親智国師から、松平という姓は、十八公を平定するというめでたい意味があると説かれて大いに気をよくし、ついに浄土宗十八檀林をつくる機縁を得たという話も伝えられている。

一般社会で、喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿などと称して長寿を祝う習慣があるのも、すべて文字の分解になぞらえたからである。すなわち、喜寿は喜の草書体(七)から、七十七、傘寿は傘から八十、米寿は米から八十八、卒(卒)寿は卒から九十、白寿は百より一をとった白という字から九十九を、それぞれ引き出して年齢の数にこじつけたわけである。

仏教界で使われる文字の中にも、これら同様、分解すればなるほどという

ずけるものが少からず見出せる。例えば、「桑」という字は、古く、「業」という字体であったが、これを分解すると「十」が四個と「八」が一個で、合せて「四十八」となる。そこで阿弥陀仏の四十八願の別称として「業(桑)願」という述語が作られた。「桑門」というのも、あるいは仏の本願を学ぶ入口ということから出家、僧侶を示す語になったのかもしれない。

また「忍」という字は「刃」と「心」つまり心臓の上に刃物をつきつけられた形から出来ている。人生は、そのような恐怖を前にした世界で、人はその苦を忍んでゆくべく運命づけられている、とするのが釈尊の教えである。だからこの世を忍土(梵語サバーの音写)と呼び娑婆と訳すのである。

このように、漢字の中にはなかなかよく考えた上で創られた形のものが多い。それだけに、一字一句、たとえ一点の有無や位置の相異さえゆるがせにしない心がけて書写することが大切であろう。「一字三札」という写経の精神もむべなるかなである。私はこれを「一字一仏」と称しているが、仏教界は率先して、もう少し漢字に対する神経を細かく働かす必要があるのではなからうか、と最近つくづくと痛感する次第である。

(浄土宗出版室長・宝田正道)

墓地の草取りとボウフラの防除はおまかせください!!

ネコソギ粒剤 3ケースお買上げの方に散粒機進呈!!

チャンス・チャンスセール

いま散布すれば約6ヵ月間雑草の発生をおさえます。

いまがネコソギ粒剤を買うチャンス!!

ネコソギ粒剤は安全で、水にとかす必要もなく、散布するだけの除草剤です。いま3ケースお買上げの方に広い墓地も楽々散布ができる散粒機を進呈中!! ぜひこの機会にお買求めください。

いまがネコソギ粒剤を撒くチャンス!!

ネコソギ粒剤は雑草の生える前から草丈20cmまでの時に散布すると最も効果があり、その上約6ヵ月間雑草の発生をおさえますので、その間は雑草なし!! ぜひこの機会に墓地の除草をしてください。



根までも枯らす強力除草剤

ネコソギ 粒剤

- 〈特長〉●安全
●水なし
●長く効く

3kg	100坪用
1ケース(3kg入×6袋)	
36,000円を28,800円	



ボウフラ・ウジの殺虫剤

オフナック 粒剤

- 安全 ●水なし ●長く効く

〈新発売〉250g入×10本
11,000円を9,800円



製造発売元



仏に仕える心の虹橋

レインボー薬品株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5 千103

☎03(241)4011 郵便振替 東京5-59298

税務委、自民党へ要望書 税制、税務取扱いについて

第十回税務委員会は、九月二十八日午後一時から明照会館会議室で開かれ、宗教法人の税制並びに税務取扱いについての要望書」を、自由民主党へ出すことが決定した。

要望書の内容は、委員会で熱心な審議が行われた結果、左記のように決まり、去る九月三十日、理事長本多賢純・税務委員長鈴木憲孝名で、自民党政務調査会、税制調査会宛に提出された。

△宗教法人の税制並びに税務取扱いについての要望書▽

昭和五十八年度税制改正の審議にあたり、本会は左記の点を要望致します。格段の御配慮をお願い申し上げます。

記

一、宗教法人の代表役員の親族であると否とにかかわらず僧籍のあるものについては、修学資金を含めて教師養成にかかわる費用（教師養成費）を宗教法人の経費で支弁しても、個人の所得としないようお願い致します。

理由

宗教法人にとりまして、また代表役員（寺院住職）にとりましても教師の養成は、教化の拡張と並んで、宗教法人の社会的使命を達成する為に必要不可欠のこととあります。

日本仏教の長い歴史の中でも、この教

師養成は、寺院の最大の責務であるとしておりまして、古来より全て寺院の経費により支弁されてきました。現在においても宗教法人の代表役員（寺院住職）は、この慣習に従い処理をしております。

然るところ、この度の本会における調査によりますと、各地区で税務調査、指導が行われ、教師養成の費用は代表役員の給与であるとして加算されたことが判明致しました。

僧侶になりたいものが安心して寺の門をたたけるということが、宗教法人の目の急務であります。

この点については代表役員（寺院住職）の子弟でありまして全くと同じ状況なのであります。

かかる理由から前記の要望をするものであります。

一、最近の税務署による税務調査、指導の実態に鑑み宗教法人の税務取扱いについて宗教法人法第八十四条の規定に照らし、宗教法人の宗教上の特性及び慣習に十分留意するよう国税庁並びに関係各位にお働きかけをお願い致します。

理由

昨年来、各地区におきまして宗教法人に対する税務調査、指導が実施されてきております。

これらの調査、指導には憲法で保障す

る信教の自由並びに宗教法人法第八十四条の規定に照らし、多くの問題が生じていることが本会における加盟団体に対する税務アンケート調査によって明らかになりました。それらは税務署による一律一斉の税務調査用紙の中にみられる戒名料等の調査項目、あるいは過去帳、檀信徒名簿の閲覧要求などに代表されるものであります。

るものであり宗教活動への税務行政の過度の関与と判断されるものであります。つきましては貴党におかれましては、本会の趣旨をおくみとり下され、必要な措置をお願いするものであります。本会では事の重要性に鑑み、これらの問題点を整理し、国税庁長官に対しても、別紙要望書を提出することになっておりますことを、付記致します。

全仏の常務理事会

……二議案……
を承認……

去る九月二十九日午後一時より、京都ホテルにおいて常務理事会が開催され、常務理事十一名、代理出席者三名出席のもと左記の案件につき審議がなされた。

◎議案第一号「昭和五十八年度予算編成案の基本方針について承認を求める件」
これまで兼任であった時局対策部長を専任とするために部長を一名増員し、それに伴う予算措置を構する等の予算編成の基本方針を承認。

◎議案第二号「ルンビニー復興予算の款項目の一部変更について承認を求める件」
予算書の書式を一部訂正の上、原案通り承認。

◎報告事項(1)「第一回ルンビニー復興日本仏教徒委員会実行委員会の報告」
北山国際文化局長より実行委員会発足までの経過報告と第一回実行委員会の報告がなされ、了承。

仏教の英語弁論大会にどうぞ

一般の参加募る

仏教英語研究会（花山勝友会長）では「第四回英語による仏教研究発表会」を左記のように開催することになり、出場者を広く募集しています。

後一時半～五時

会場 国際文化会館（東京・麻布）
テーマ 仏教又は日本文化と仏教に関する内容であるもの

発表 英語により七分以内
この弁論大会は、日本文化特に仏教を英語を通して考えることを目的としており、年々参加者も増えています。問い合わせは、仏教英語研究会（〇三三三四二

日時 昭和五十八年二月十九日 午

一六六〇五）まで。

国税庁へ要望書

全日本仏教会では、税制・税務取扱についての要望書を自由民主党へ提出した(六頁)のに引きつづいて、昨年来の各地方における税務調査・指導の実態を鑑み、左記のような緊急の要望書を、国税庁へ提出した。

この要望書は、去る十月十八日に、全仏税務委員長・鈴木靈孝、同副委員長・神野真一の両氏が、藤原事務次長、豊田総務局長、磯山時局対策部長、塚田時局対策部主事らと国税庁に、直税部長角農一郎氏を訪ね、手渡したものである。国税庁側からは、谷川法人税課長、春日・戸島両法人税課長補佐が応対した。

なお、要望書提出の後、全仏と国税庁関係者間で、要望書について意見交換が行われ、今後も継続して意見交換をすることを確認した。

国税庁長官
福田 幸 弘 殿

財団法人 全日本仏教会
理事 長 本多賢純
税務委員会委員長 鈴木靈孝

〔宗教法人の税務取扱いについての要望書〕

先きに本会は、貴官が法人税基本通達

等の一部改正について通達を出されたことに対し、この内の通達十五―二十一(公益法人等の本来の事業が、収益事業に該当する場合)並びに通達十五―二十四(公益法人等の確定申告書の添付書類)については税務行政の実際にあたって、税務行政が宗教活動そのものに関与して

くる危険性を指摘し、これらの通達の廃止を要望しております。(資料I、全仏誌二七八号)

また、昨春秋以来、あたかも法人税基本通達等の一部改正の時期と符号するかの如く、加盟団体より、各地区における税務調査、指導の情報が本会に寄せられてきております。それらの多くは突然の税務調査、指導にとまどい、その対応につき本会へ相談をしてきております。

本会は、この重要性に鑑み各地区における税務調査、指導の実態を把握すべく、別紙アンケートを本年四月七日付各都道府県仏教会に対し依頼してまいりました。(資料II)

本会にここにその結果に基づき、また昨年来の税務調査、指導の実態に鑑み、下記の点を要望し、その速やかな実施をお願いするものであります。

尚、税務調査、指導の中で指摘されるところの宗教法人側における財務書類の不備などにつきましては、当然の指摘で

あり、本会としては、今後加盟団体に對して財務書類に関する手引書の作成、あるいは講習会の開催などの方法により周知徹底をはかることを申し添えます。

記

一、資料IIIに見られるごとく、今回の各地区における税務調査、指導の中には宗教法人法八十四条の規定に照らし、また税務調査のあり方から考慮しても、行き過ぎであると考えられる点があります。

貴官におかれては、宗教法人の税務取扱いに関して、行き過ぎのないよう必要な措置をお願いするものであります。

理由

(イ) 税務署による一律一斉の税務調査用紙の中に戒名料、葬儀料等の調査項目がありますが、これらは布施の行為であり、宗教行為そのものであります。従ってこれは檀信徒布施収入として、処理されるべきものであり、ここまで税務行政が関与すべきものではないという考え方がありあります。(資料III)

(ロ) 税務調査において過去帳、檀信徒名簿の閲覧を要求された例が数多く報告されており、これらは宗教行為にかかわる記録であり、信教の自由の観点から考慮しても税務行政が関与すべきものではないという考え方がありあります。

二、教師養成費については税務署によ

り、その取扱いに差があるので次のように統一した取扱いをお願いするものであります。

「宗教法人の代表役員(の親族である)と否とにかかわらず、僧籍のあるものについては修学資金を含めて教師養成にかかわる費用を宗教法人の経費で支弁しても個人の所得としない」

理由

宗教法人にとりまして、また代表役員(寺院住職)にとりましても教師の養成は、教化の拡張と並んで宗教法人の社会的使命を達成する為に必要不可欠のことでありあります。

日本仏教の長い歴史の中でも、この教師養成は、寺院の最大の責務であると考えられておりまして、古来より全て寺院の経費により支弁されてきました。現在においても宗教法人の代表役員(寺院住職)は、この慣習に従い処理をしております。

然るところ、この度の本会における調査によりまして、各地区で税務調査、指導が行われ、教師養成の費用は代表役員の給与であるとして加算されたことが判明致しました。

僧侶になりたいものが安心して寺の門をたたけると言うことが宗教法人の目の急務であります。

この点については、代表役員(寺院住職)の子弟でありましても全く同じ状況なのであります。かかる理由から上記の要望をするものであります。

埼玉県仏、西部大会開く

第五回埼玉県仏教徒会議西部大会は、去る十月五日、飯能市の能仁寺で開催された。本年度のテーマは「仏教と倫理―われらに生かすべきか―」。

午前十時、内山盛龍実行委員長「開会のことば」で始まった大会は、法楽、あいさつ（県仏会長・山本道隆師）、祝辞とつづき、十一時からは、野球評論家・川上哲治氏の記念講演「仏教からまなぶ、わたしの野球人生」が行われた。

哀 悼

岩堀至道師（全仏文化専門委員）

十月六日、肝臓癌のため、東京の自坊弥勒寺で遷化、七十三歳。全青協事務総長、新義真言宗前事務総長。

の各代表による意見発表があり、県仏副会長・江連俊則師の講評などが行われた。後、河野亮永県仏副会長閉会のことばで、全ての日程を終了した。参加者は約二百人、熱気のこもった大会だった。

◆ 掲 ◆ 示 ◆ 板 ◆

曹洞宗

▼乙川瑾映管長（大本山総持寺貫首）の退任に伴い、新管長に梅田信隆前総持寺副貫首が就任した。梅田師は七十六歳、福岡市・東林寺住職、駒沢大、九州帝大卒。

真言宗大覚寺派

▼空席となっていた門跡に味岡良戒前事務総長が、また新事務総長に片山有雄師がそれぞれ選出された。

『事務局録事』十月

- 一日 同宗連研修会出席
- 四日 局内会議
- 五日 埼玉県仏教徒会議出席
- 七日 財務担当者会議（関西）
自民党各種団体懇談会出席
- 十一日 長野県仏教徒大会出席
- 十二日 法律相談室
- 十四日 財務担当者会議（関東）

タイ国総理府大臣訪問

- 十五日 同和委員会
文化会議運営委員会
- 二十日 ルンビニー委員会総務部会
局内会議
- 二十二日 第十五回日本仏教文化会議
- 二十五日 税務委員会
大本山総持寺入山式参列
- 二十六日 法律相談室
- 二十七日、八日 同和研修会

昭和五十七年十一月一日発行

発行人 小野島 元 雄
編集人 北山 宏 明

発行所 財団法人 全日本仏教会

点火が簡単、半永久的に使用できる

御燈明用マッチ 「火宝」

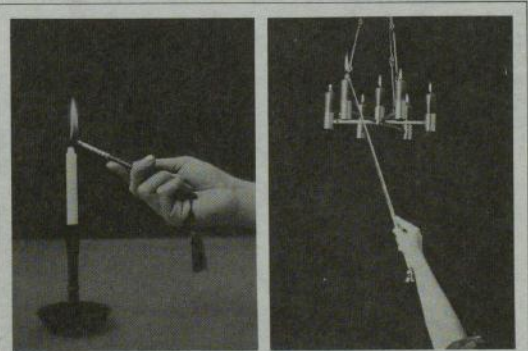
「火宝」は、ご仏壇・お墓参りの御燈明用マッチとしてふさわしい優れた特徴をもつ、安全で便利なマッチです。落ちついたデザインで色も黒の他6色、お名前・ご紋を入れる事も可能です。ご落慶・祭事・行事の記念品にもご利用下さい。

◎特 長

1. 軸の燃えかすがでないので、ご仏壇のまわりを汚しません。
2. 軸が長いので、ゆとりをもってご灯火できます。
3. わずかなオイルの補給で、半永久的に使えます。
4. 水に濡れても、長期間保存しても大丈夫です。



使い方



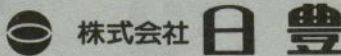
一般家庭用

定価2000円（送料込）

寺院用（軸が1m迄伸長、ローソク火消し付）

定価2500円（送料込）

お問合せ
お申込先



東京都中央区日本橋浜町2-11-2 日本橋中央ビル 〒103 ☎03(668)7811(大代)